

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年10月17日

金 曜 日

第5437号

目 次

告 示

- 洪水浸水想定区域等の指定 1
- 土壤汚染対策法第11条第 1 項の規定による形質変更時要届出区域の指定 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定 3

公 告

- 建設業の許可の取消し 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

告 示

富山県告示第388号

洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 2 項及び第 3 項の規定により、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、富山県土木部河川課及び次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

洪水浸水想定区域等の指定に係る河川の名称	縦覧場所
神通川水系神通川	富山県富山土木センター
神通川水系長棟川	
神通川水系小原川	
神通川水系榎ヶ原川	
神通川水系小佐波川	

神通川水系黒川	富山県富山土木センター
神通川水系虫谷川	
神通川水系急滝川	
神通川水系大久保川	
神通川水系土瀬川	
神通川水系樋橋川	
神通川水系荒川	
神通川水系熊野川	
神通川水系古川	
神通川水系馬渡川	
白岩川水系下条川	富山県富山土木センター 立山土木事務所
白岩川水系川原田川	
白岩川水系小出川	
白岩川水系石割川	
白岩川水系新堀川	
白岩川水系八幡川	
白岩川水系細川	
白岩川水系京坪川	
庄川水系谷内川	富山県高岡土木センター
庄川水系親司川	
庄川水系郷田川	
庄川水系八幡川	
庄川水系鴨川	

富山県告示第389号

土壌汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指

定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域に指定するので、同条第 3 項において準用する第 6 条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定する区域

射水市庄西町二丁目 115番の一部

2 特定有害物質の種類

六価クロム化合物及びシアン化合物

富山県告示第390号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 7 年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町栃折字峠358、359、字峯361の 2、361の 3、361の 5 から 361の 8 まで、362の 1、362の 3 から362の 6 まで、363の 1、363の 3 から363の 7 まで、365の 1 から365の20まで、366、367の 1 から367の 5 まで、367の 7 から 367の18まで、368の 1 から368の 5 まで、369の 2 から369の 4 まで、370の 3、370の 4、371、372、字間平415の 5、415の 6、415の 9 から415の12まで、417の 1 から417の 9 まで、419の 1、419の 2、419の 4 から419の 7 まで、420の 2 から 420の 4 まで、字泉421の 1 から421の12まで、422の 2 から422の 5 まで、422の 7 から422の17まで、字細尾439の 1 から439の 6 まで、439の 8 から439の12まで、

440の1から440の6まで、440の8、440の10、441の1、441の2、441の7、442の5から442の8まで、442の11から442の14まで、442の16、442の17、443、字南山3384の2、3385から3387まで、3389から3393まで、3393の2、3394、3396から3398まで、3405、3445から3448まで、3451、3451の2、3452から3459まで、3462、3463、3463の2、3464から3470まで、3472、3472の2、3472の3、3473から3475まで、字桂ノ平3476から3483まで、3487から3492まで、3497から3499まで、3499の2、3500、3502から3504まで、3505の1、3505の2、3507の1、3507の2、3508、3511、3512、3513の2、3531の2、3531の3、3532、3533、3548、3550、3551、3553から3558まで、3561、3561の2、3571、字貉ヶ峯3622から3626まで、3630、3635から3640まで、3642、3642の2、3643から3648まで、3650から3655まで、3657から3661まで、3664から3668まで、3668の2、3669、3669の2、3670、3671、字地極谷3672から3675まで、3679、3690から3695まで、3697から3700まで、3702から3705まで、3708から3710まで、3712から3717まで、3718の1、3718の2、3721、3723から3739まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

建設業の許可の取消しについて

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 7 年10月 8 日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 株式会社山城工業
- (2) 主たる営業所の所在地 富山市岩瀬天神町182番地
- (3) 代表者の氏名 山城 渉
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般－4）第 16889号

3 処分の内容

建設業法第29条第 1 項の規定による一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社山城工業の元取締役は、取締役であった間、刑法（明治40年法律第45号）第 208条の罪により、罰金10万円の略式命令を令和 4 年 8 月24日に受け、その刑が同年 9 月10日に確定した。

このことは、建設業法第29条第 1 項第 2 号に該当する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ富山掛尾 A街区 富山市掛尾町424番11

2 店舗を設置する者 NTT・TCリース株式会社

3 店舗において小売業を行う者 ゼビオ株式会社

4 新設の日 令和8年6月1日

5 店舗面積の合計 3,725㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地（A街区）東側／119台、駐車場敷地（B街区）西側／10台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側／16台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側／40㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 敷地内西側2箇所／18.939㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時～午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
A街区来客用駐車場／午前9時30分～午後9時30分、B街区来客用駐車場／午前7時30分～午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 A街区敷地東側／2箇所、B街区敷地西側／1箇所、B街区敷地南側／1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時

8 届出の日 令和7年10月3日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和7年10月17日から令和8年2月17日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する

ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ富山掛尾 B街区 富山市掛尾町424番12

2 店舗を設置する者 NTT・TCリース株式会社、大和ハウス工業株式会社

3 店舗において小売業を行う者 株式会社ヤマダデンキ ほか

4 新設の日 令和8年6月1日

5 店舗面積の合計 12,547㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地（B街区）西側／298台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 ヤマダデンキ棟西側／20台、ドラッグトップス棟西側／10台、平和堂棟北側／20台、平和堂棟南側／20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 ヤマダデンキ棟東側／80㎡、ドラッグトップス棟東側／40㎡、平和堂棟南東側／96㎡、富山場外市場棟東側／90㎡、ヤマダデンキ棟配工センター北側／60㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 ヤマダデンキ棟内南東側／30.849㎡、ドラッグトップス棟内東側／8.250㎡、平和堂棟内南東側／11.997㎡、富山場外市場棟内東側／3.520㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ヤマダデンキ／午前9時～午後10時 ほか
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分～午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地西側／1箇所、敷地南側／1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時

8 届出の日 令和7年10月3日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和7年10月17日から令和8年2月17日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年10月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) コメリ P R O 高岡店 高岡市向野町 3 丁目 43-19 外

2 店舗を設置する者 株式会社コメリ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コメリ

4 新設の日 令和 8 年 6 月 7 日

5 店舗面積の合計 2,456m²

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物 1 北側、西側／46台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物 1 北側／5 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物 1 北側／24m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物 1 内北側／12.150m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 7 時～午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 敷地東側／2 箇所、敷地北側／1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

8 届出の日 令和 7 年 10 月 6 日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和 7 年 10 月 17 日から令和 8 年 2 月 17 日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由